

## 政策部会設置要綱

平成 21 年 4 月 21 日

国土審議会決定

## (設置)

- 1 国土審議会令（平成 12 年政令第 298 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、国土審議会（以下「審議会」という。）に政策部会（以下「部会」という。）を置く。

## (任務)

- 2 部会は、国土形成計画法第 2 条に基づく国土形成計画の実施に関し必要な事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

## (委員会)

- 3 部会に、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための委員会を置くことができる。
- 4 委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 委員会に、委員長を置き、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

## (庶務)

- 8 部会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において処理する。

## (雑則)

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

## (附則)

この要綱は平成 21 年 4 月 21 日から施行する。